

公表監第4号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査、指定管理者監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

令和5年11月21日

西宮市監査委員	石原俊彦
同	佐竹令次
同	板戸史朗
同	中村衣里

付記

報告監第5号 令和5年度第2回 監査結果報告書

( 特定非営利活動法人 なごみ・特定非営利活動法人 三楽・

船坂小学校跡施設管理運営委員会 )

西宮市長 石 井 登志郎 様  
西宮市議会議長 山 田 ますと 様

本報告書は、西宮市監査基準に準拠して行った、令和5年度第2回目の監査の結果に関する報告です。地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査及び指定管理者監査を実施した部局等についての結果に関する報告を、同条第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定しましたので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、意見を添えてこれを市長及び議会に提出します。

なお、本監査における個別指摘事項について措置を講じられたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員宛に報告していただく必要があります。

令和5年11月20日

西宮市監査委員 石 原 俊 彦  
同 佐 竹 令 次  
同 板 戸 史 朗  
同 中 村 衣 里

# 目 次

## 財政援助団体監査結果報告（特定非営利活動法人 三楽・施設整備事業費）

第1	監査の対象	11
第2	監査の期間及び方法等	11
第3	監査の結果	12
1	補助事業の概要	12
2	補助金の概要	12
3	事務処理等の状況	14
第4	要改善事項	15
1	財政援助団体	15
2	所管部局	16
第5	監査委員の意見	17
1	所管部局	17

## 凡 例

- 各表中の符号は、次のとおりである。  
「0」「0.0」は、0又は単位未満のもの。  
「△」は、減少・低下。  
「-」は、算出不能・不要。
- 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切り捨てている。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略している。

# 財政援助団体監査結果報告

(特定非営利活動法人 三楽・施設整備事業費)

特定非営利活動法人三楽(以下「法人」という。)が交付を受けた、西宮市民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金及び西宮市民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金のうち、本監査結果報告では、西宮市民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金について、報告をするものである。

## 第1 監査の対象

法人が、西宮市民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金交付要綱(以下「施設整備補助金要綱」という。)に基づいて交付を受けた次の補助金に係る出納その他の事務のうち、主として令和4年4月1日から5年3月31日までの期間に執行された事務を対象に監査を実施した。

監査の実施に際しては、事務の執行状況について、入手可能な直近の数値を用いるよう努めた。

補助金	西宮市民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金 アフタースクール用海分 12,236,000円
所管部局	こども支援局 子育て支援部 育成センター課

## 第2 監査の期間及び方法等

令和5年8月14日から監査事務局職員による監査を開始し、監査委員による書面監査とともに同年10月13日にヒアリングを行い、その後、結果報告の審議を行った。

監査の実施にあたっては、対象事務について、財務監査及び行政監査の観点から合法性、合規性、経済性、効率性、有効性に着目し実施した。

### 第3 監査の結果

#### 1 補助事業の概要

##### (1) 法人の概要

法人は、保育が必要とされる家庭に対して、子育て相談及び学術・文化・芸術・スポーツの向上、インターネット等を通じた保育情報の提供、小学校児童の豊かで安全な放課後及び学校休業日の生活の場を築くことによって、児童の心身の健やかな発展を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的として、平成24年5月14日に設立された。4年度現在、全国で放課後児童クラブを65施設、放課後子ども教室を11施設、合計76施設を運営している。

##### (2) 法人の選定方法

市は事業者の選定にあたり、公募を行い、応募のあった事業者に対し、西宮市放課後児童健全育成事業実施法人等審査会で審査を行った。審査の結果、4年度は用海・樋ノ口・瓦林小学校区の3施設を法人が実施することとなった。

##### (3) 事業の背景

近年、共働き世帯の増加に伴い公設の留守家庭児童育成センター(以下「育成センター」という。)の利用申込者が増加していることから、今後定員を超えることが予測される地域を対象に、民設の放課後児童クラブを誘致することにより、育成センターにおける待機児童の解消や高学年の受入れを促進する必要がある。

#### 2 補助金の概要

##### (1) 補助の目的

西宮市内で児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設「西宮市民設放課後児童クラブ」を新たに整備する事業者に対して、本補助金を交付することにより施設の設置促進を図ることを目的としている。

## (2) 補助の対象

施設整備補助金要綱では、施設の開設準備に係る補助対象経費として、既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う際に必要な経費(建物改修費、備品購入費、礼金等)を別表で定めている。

## (3) 補助金の算定

施設整備補助金要綱の別表では、補助基準額を定めており、本補助事業は「開設準備補助事業(Ⅰ)」に該当するため、補助基準額は12,600,000円となっている。

また、本補助金の額は、施設整備補助金要綱第2条第2項で補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか少ない方の額とし、その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとしている。

## (4) 補助金の支出状況等

施設「アフタースクール用海」に係る4年度の施設整備に対する補助金の支出状況及び補助金確定額の内訳は、次のとおりである。

4年度補助金の支出状況 (単位：円)

区 分	金 額
補助基準額	12,600,000
補助対象経費(交付申請時)	12,236,019
補助金交付決定額	12,236,000
補助対象経費(実績報告時)	12,243,280
<b>補助金確定額</b>	<b>12,236,000</b>
補助金返還額	0

4年度補助金確定額の内訳 (単位：円)

区 分	金 額
建物改修費	10,747,000
備品購入費	895,019
礼金・賃借料(開所前月分)	594,000
合 計	12,236,019
<b>交付決定額(千円未満切捨)</b>	<b>12,236,000</b>

### 3 事務処理等の状況

補助金の交付に関する事務について関係書類を調査したところ、次のような事案が発見された。

#### (1) 財政援助団体

##### ア 出納関係帳票の整備

施設整備補助金要綱第14条では、補助事業者は、補助対象事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿、並びに収入及び支出を証する書類を、事業実施年度の翌年から5年間保管し、市長から提出要請があった場合は、ただちに提出しなければならないと定めている。しかしながら、法人が会計処理を代行させている税理士事務所では、法人全体の会計処理に係る資料や試算表は作成しているが、法人が運営する施設毎の経理簿や経理データ、会計伝票は作成していない。したがって、本市の補助事業の対象となる施設毎の出納関係帳票は整備されていなかった。

##### イ 計画平面図・見積書と施工状況の相違

今回の監査において現地調査を行ったところ、トイレや洗面所などの位置や形状が施設の計画平面図と異なっていた。また、内装工事では、天井クロスやルームエアコンの数量が見積書の内容と異なっていた。

##### ウ 避難経路計画との相違

施設「アフタースクール用海」は、3階建てビルの2階部分と3階部分を使用している。避難経路について、計画では、各階ともにバルコニーから避難はしごを使用するとしていたところ、実際には、2階部分は施設に隣接する倉庫の屋根伝いに隣家へ避難するとしており、隣家の承諾も取っていない。

#### (2) 所管部局

##### ア 出納関係帳票の確認

「(1) 財政援助団体 ア 出納関係帳票の整備」に記載のとおり、法人では補助対象の施設毎の出納関係帳票が整備されていなかったが、所管部局は、

法人がそのような状況で補助事業を実施していたことについて、把握していなかった。

#### イ 仕入控除税額の報告

補助金の交付決定通知には、交付条件として、法人はその消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、仕入税額控除報告書で市長に報告しなければならないこととしている。しかしながら、法人は簡易課税のため報告は必要ないとしており、所管部局は従来から当該報告書の提出を求めておらず、仕入控除税額の有無の確認もしていなかった。

#### ウ 実績報告書の確認

「(1) 財政援助団体 イ 計画平面図・見積書と施工状況の相違」に記載のとおり、施設の計画平面図と現地の施工状況が異なっており、また、内装工事では見積書の内容と現地の施工状況が異なっていた。

しかしながら、所管部局は工事の実施中や実績報告書等の審査時に現地調査等による十分な確認を行っておらず、この状況を把握していなかった。

## 第4 要改善事項

以下の内容について、早急に措置を講じるように求める。

### 1 財政援助団体

#### (1) 適正な出納関係帳票の整備

法人は、補助事業者として施設整備補助金要綱に従い、施設毎の出納関係帳票を早急に整備し、正確な数値の把握を適時に行えるようにされたい。そして、それらの情報の裏付けとなる関係資料とともに、市に報告できるように補助事業に関する経理事務の内容や体制について見直しを行われたい。併せて経理事務の管理や責任について経理規程に定めるなど、明確化されたい。

## (2) 計画平面図・見積書と施工状況の合致

法人は、現地の施工状況が計画平面図や見積書と合致しているかどうかを常に確認するとともに、施工内容に変更の必要が生じた場合には、速やかに市に申し出て、承認を受けなければならない。そして、工事完了後には、最終的な施工状況を示した平面図を作成し、提出されたい。

## (3) 適切な避難経路の整備

避難経路計画と実際の整備状況に相違が見られたが、法人は避難はしごを整備するとしていることから、早急に計画どおりの避難経路を整備されたい。

## 2 所管部局

### (1) 適正な出納関係帳票の確認

所管部局は、補助事業者によって補助金が適切に執行されているか必要に応じて確認しなければならないことから、法人に対して施設毎に出納関係帳票を整備し、補助対象事業に係る収支の状況等を明らかにするよう指導を徹底されたい。

### (2) 仕入控除税額の確認

補助金は特定収入であるため、消費税を含む補助金の交付を受けた場合、本補助金は預かり消費税の対象とはならず、法人が仕入控除を受けた場合、自らが支払っていない消費税の仕入控除を受けたこととなり、当該仕入控除税額分の補助金を返還しなければならない。したがって、仕入控除を受けていない場合であっても、その状況が分かる資料を提出させて事実確認を行うよう改められたい。

### (3) 適正な実績報告書の確認

施設整備補助金要綱第8条では、実績報告書の添付書類について定めているが、整備後の施設設備の実態を確認できる添付書類は整備完了写真のみとなっている。今回のように計画平面図と現地施工状況が異なっていたことや今後の施設管理上の観点からも今後は実績報告書の添付書類に、整備後の平面図を追

加するよう要綱を改められたい。その上でこの事業の実績報告書について再度確認されたい。

また、施設整備補助金要綱第9条では、補助金額の確定に際し、必要に応じて現地調査等により審査をするものとしているが、所管部局は、審査時に現地調査を行っていなかった。事業の実態が計画と相違することは十分考えられることであるので、現地の調査は必須である。今回明らかになった事案も踏まえ、現地調査を適切に行われたい。

## 第5 監査委員の意見

### 1 所管部局

今回の監査では、所管部局は、法人が本来作成すべき補助事業に係る施設毎の出納関係帳票が未整備であったことや、実績報告書の内容と現地での施工状況が異なっていたことなどを把握していなかった。事業者への指導や事業内容の確認作業がほとんどできておらず、補助事業に対する執行管理が不十分であったと言わざるを得ない。

したがって、このたびの指摘を踏まえ、要綱の見直しや事務執行のためのマニュアルの作成を行うとともに、技術部門からの協力も得ながら、より適正な執行管理に努められたい。また、補助事業者の選定の際には、経理事務の体制についても確認を行われたい。